

がいくせきけんみん かながわ かいぎ ぼうちようようりよう
外国籍県民かながわ会議傍聴要領しゆし
(趣旨)

だい じよう 1 この要領は、がいくせきけんみん かながわ かいぎ外国籍県民かながわ会議（以下「がいくせきけんみん かいぎ外国籍県民会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちようせき くぶん
(傍聴席の区分)

だい じよう 2 傍聴席は、いっぽんせきおよ ほうどうかんけいしゃせき一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちようにん けつていとう
(傍聴人の決定等)

だい じよう 3 一般の定員は、にんない10人以内とし、かいぎ つど かいぎしつ しゅうようにんずうとう こうりよ会議の都度、会議室の収容人数等を考慮して定めるものとする。

2 がいくせきけんみんかいぎ じむきょく ぼうちようきぼうしや かいぎ かいさいとうじつ しょてい ぼしょ外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、じかん しゅうごう時間に集合させるものとする。

3 ぜんこう きてい しゅうごう ぼうちようきぼうしやすう ていいん み ぼあい ぼうちよう前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、きぼうしやぜんいん ぼうちようにん ていいん こ ぼあい ちゅうせん ぼうちようにん けつてい定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

ぼうちようせき にゆうじよう
(傍聴席に入場することができない者)

だい じよう 4 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) けつてい ぼうちようにんいがい決定した傍聴人以外の者

(2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ あき みと審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

ぼうちようにん まも じこ
(傍聴人の守るべき事項)

だい じよう 5 傍聴人は、かいぎ ちつじよ みだ また しんぎ ぼうがい こうい会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

しゃしん えいが とう きつえいおよ ろくおんとう きんし
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じよう 6 傍聴人は、かいじよう しゃしん えいが とう きつえい また会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又はろくおんとう じぜん いんちよう きよか え ぼあい かが録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

ちつじよ いじ
(秩序の維持)

だい じよう 7 委員長は、かいぎ えんかつ うんえい ほか ぼうちようにん ひつよう しじ また会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、いんちよう ぜんこう しじ また じむきょく しよくいん しじ前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、ぼうちようにん しじ したが ぼうちようにん たいじよう傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく
(実施細目)

だい じよう 8 この要領に定めのない事項は、じこ がいんちよう がいくせきけんみんかいぎ ほか ぎだ委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

ふ ぞく
附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

ふ ぞく
附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。